



平成 24 年 5 月 18 日

各 位

会社名 日本曹達株式会社  
代表者名 代表取締役社長 杵 渕 裕  
(コード番号 4041 東証第一部)  
問合せ先 総務部長 丸 本 柳 太  
(TEL 03-3245-6053)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 18 日開催の当社取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社第 143 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由 (目的)

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第30条 (記載省略) 2. (記載省略) (新 設)  (新 設)  (任期) 第31条 (記載省略) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	第 5 章 監査役および監査役会 (選任方法) 第30条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. <u>当社は、会社法第329条第2項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4. <u>前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>  (任期) 第31条 (現行どおり) 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u>

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日 (木曜日)  
定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日 (木曜日)

以 上